

公布された条例のあらまし

◇奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

1 規定の整理

県に置かれる部の名称の変更に伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例
- (2) 奈良県地方独立行政法人評価委員会条例
- (3) 奈良県食育推進会議条例
- (4) 奈良県生活衛生適正化審議会条例
- (5) 奈良県社会福祉審議会条例
- (6) 奈良県障害者施策推進協議会条例

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

1 条文の整備

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県税条例
- (2) 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例
- (3) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例
- (4) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例
- (5) 奈良県産業廃棄物税条例
- (6) 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例
- (7) 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。